

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:平成27年度)

施設 の 名 称	宮城県援護寮
指 定 管 理 者 の 名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
施 設 所 管 部 課 (室)	保健福祉部 障害福祉課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成18年4月～平成21年3月	指定管理	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成21年4月～平成24年3月	指定管理	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	
平成24年4月～平成29年3月	指定管理	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
	所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
指 定 期 間	平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県援護寮	
所 在 地	大崎市古川旭五丁目7番21号	
設 置 年 月	平成13年4月	
根 拠 条 例 等	障害者支援施設条例	
設 置 目 的	精神障害のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適應することができるように、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図る。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	985.00㎡
	構 造	鉄筋コンクリート
	内 容	居室, 食堂, 厨房, 交流室, 相談室, 静養室, トイレ, 洗濯室, 事務室等
開 館 (所) 日		
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ～ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	(1)施設運営の適正実施(2)施設の管理運営体制の整備(3)内部チェック体制の整備(4)建物・設備等の保守管理(5)利用者の生活環境等の確保(6)苦情解決体制の整備(7)自己評価及び自己点検体制の整備(8)職員の確保と職員の資質向上(9)事故発生時の体制の整備(10)防災防火体制の整備・充実(11)施設利用者処遇等	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成27年度) (A)	前 年 度 (平成26年度) (B)	評価対象年度 (平成27年度) (C)		
開館(所)日数	366 日	365 日	366 日	100.0%	100.3%
延べ利用者数	10,183 人	7,914 人	8,626 人	84.7%	109.0%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成27年度) (A)	前 年 度 (平成26年度) (B)	評価対象年度 (平成27年度) (A)		
宿泊型自立訓練	5,856 人	4,519 人	4,832 人	82.5%	106.9%
自立訓練(生活訓練)	3,888 人	2,954 人	3,314 人	85.2%	112.2%
短期入所	439 人	339 人	480 人	109.3%	141.6%
体験入寮(入寮前)	80 人	102 人	138 人	172.5%	135.3%
合 計	10,263 人	7,914 人	8,764 人	85.4%	110.7%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成27年度) (A)	前 年 度 (平成26年度) (B)	評価対象年度 (平成27年度) (A)		
県指定管理料	69,614	67,085	69,424	99.7%	103.5%
利用料金収入	0	0	0		
その他	0	0	0		
収入計 (a)	69,614	67,085	69,424	99.7%	103.5%

(2) 支出

人件費	56,423	55,047	56,498	100.1%	102.6%
施設管理費	7,863	7,954	8,177	104.0%	102.8%
事業運営費	4,715	3,802	5,375	114.0%	141.4%
その他	613	0	0	0.0%	
支出計 (b)	69,614	66,803	70,050	100.6%	104.9%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	282	-626		-222.0%
前期繰越収支差額	12,287	12,005	12,287	100.0%	102.3%
次期繰越収支差額	12,287	12,287	11,661	94.9%	94.9%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(平成27年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
				評価		評価	
①管理運営体制	宮城県社会福祉協議会の経営理念, 平成27年度指定管理事業計画において策定した管理運営上の基本方針に基づき, 必要職員数を確保するとともに, 法人で定める諸規程に基づいて必要な帳簿等を備え, 適正な施設運営を実施するとともに, 職員の人材育成に努めました。 外部研修実績 8件 9人 内部研修実績 4件 16人		宮城県社会福祉協議会の経営理念, 平成27年度指定管理事業計画において策定した管理運営上の基本方針及び法人で定める諸規程に基づいて必要な帳簿等を作成し, 適正な施設運営を行いました。 また, 県配置基準に基づく必要職員数及び有資格者を確保し, 配置に努めるとともに, 必要な研修に職員を派出し支援技術の向上を目指しました。これらの取り組みを通じて, 日中活動の支援体制づくりを継続しています。		A	内部研修の他に, 県外の先進施設実地研修等の外部研修へ職員を参加させ, より質の高い利用者支援に繋がる人材育成に取り組んでいる。	A
人員体制	正規 7人	非正規 3人					
②施設・設備の維持管理業務の実施	1 清掃, 除草, 植栽の剪定, 追肥(適時) 2 施設設備の点検と修繕(毎月) 3 消防設備, 避難路確保の点検(毎月) 4 電気設備, 空調設備の点検清掃(年1回6月) 5 床ワックス, 窓清掃(年2回5月, 11月) 6 防災警報通信設備の点検(年2回6月, 12月) 7 グリストラップの清掃(年1回6月) 8 殺虫, 殺鼠業務(年1回12月)		指定管理に関する委託契約に基づき適切に管理しました。		A	委託契約による保守点検等が確実に実施され, 職員等による建物内外部や敷地内の清掃等が定期的に行われており, 適正な保守管理が行われていると認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	1 宿泊型自立訓練 開所日数366日 延べ利用人数4832人 年度中入所者14人 退所者12人 2 自立訓練 訓練日数243日 延べ利用人数3314人 3 短期入所 実人員26人 延べ利用人員480人 4 人材育成のために実習生の受け入れを行いました ・高等看護臨地実習 23人, 8日 ・精神保健福祉実習 2人, 2日		指定管理に関する委託契約に基づき計画した内容を実施しました。 宿泊型自立訓練においては入寮者数14人, 退寮者数が12人となりました。自立訓練においては実員26人の利用がありました。実習生を受け入れにより, 人材の育成についても取り組みました。		A	医療機関に精神保健福祉実習生が集中したことから, 精神保健福祉実習の受け入れ人数は前年度より減っているが, 看護実習の受け入れを積極的に行う等, 人材育成に努めている。 退寮者の大半が再入院であり, 一人ひとりに合わせた個別支援計画の着実な実施が求められる。	B
④自主事業の実施							
⑤利用者サービスの向上	1 利用者サービスの質の向上のため法人として危機管理部会, 権利擁護部会, サービス向上部会等を設置し, 利用者の権利擁護, リスク管理を推進してきました。施設としても以下の項目を実施しました。 2 個別支援計画の適切な作成と適時のモニタリングの実施による支援を実施しました。 3 QCグループ活動として看護寮の利用率向上について取り組みを行いました。 4 日中活動プログラムに係るアンケート調査を行い, 主体的に参加するためのプログラム提供に取り組みました。		1 指定管理に関する委託契約に基づき計画された内容を実施しました。 2 個々の利用者の意向・状況に合わせて週1回～1回の面談を継続実施しました。 3 宿泊型自立訓練および自立訓練(生活訓練)のプログラムを見直しを図り, 主体的に参画するプログラムを提供しました。生活能力の向上に関しては, 個々人の現状に合わせた個別プログラムの提供に力を入れ, 集団プログラムについてはグループダイナミクスを利用した提供を行いました。		A	事業計画に基づき, 利用者一人ひとりに対するサービス提供が行われた。 また, 日中活動に係るアンケート調査の結果を受け, 利用者の要望を反映させたプログラムの提供など, 利用者サービスの向上に向けた取り組みが認められる。	A
⑥利用者の苦情, 要望等の把握とその反映	「利用者の声」の把握のため以下の項目について実施しました。 ①利用者の声の把握(暮らし向き相談, 個別面談, ミーティング) ②毎月の施設サービスアンケート ③何でも相談, 苦情解決体制の整備と周知 ④相談・苦情に対する迅速な対応記録, 検証, 改善, 解決		指定管理に関する委託契約に基づき計画した内容を実施しました。計上する苦情, 相談はありませんでした。		A	毎月利用者に対してアンケートを実施し, 利用者の要望や苦情を把握するよう努めている。	A
⑦安全対策	安全対策として以下の項目を実施しました。 ①防災関係 ・消防署への届け出, 緊急時対応マニュアルの整備, 防災訓練の実施(年6回), 食料の備蓄(5日分), 職員と業者による防災設備点検 ② 屋内外の設備点検(毎月) ③利用者職員に対する交通, 災害時の対応についての注意喚起		指定管理に関する委託契約に基づき計画した内容を実施しました。事故はありませんでした。 食料の備蓄, 定期的避難訓練と発電機始動訓練等を実施しました。		A	保健師による研修や手洗い・うがいの徹底, 利用者の体調確認等によって, 感染症対策に取り組んでいる。	A
⑧県民の平等利用	利用希望の常時受付, 満室の場合は待機制度をとっています。利用の可否の判定は評価表に基づいて事由の明確化を図っています。		指定管理に関する委託契約に基づき計画した内容を実施しました。施設利用についてのシステムの改善と周知が図れました。		A	待機者名簿作成による入寮の順番付けを行うなど, 利用者の平等利用に係るシステムを整備している。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	「宮城県社会福祉協議会個人情報・特定個人情報保護規程」に基づき施設長を個人情報管理者と定め適正に運営しております。文書やデータの管理につきましては提示、持ち出しについては管理簿を使用し適正に管理しております。	指定管理に関する委託契約に基づき計画した内容を実施しました。事故も無く適正に管理できました。	A	法人で定める規程に基づき、個人情報の保管・管理が徹底され、他者が当該情報を閲覧できない工夫がなされている。	A
⑩利用実績	上記資料4 施設利用実績のとおり。	宿泊型利用者の精神の安定が保たれず、入院者が8人出ていますが、前年より自立訓練・宿泊型自立訓練ともに実績は上がっています。	A	前年度に引き続き、入院等に伴う退寮者が発生していることから、支援方法の見直しを含めた検討が必要である。今後も、利用者一人ひとりの障害特性や状態に合わせた支援が望まれる。	B
⑪収支実績	上記資料5 管理運営収支実績のとおり。	概ね良好だと考えます。	A	会計・経理事務を適正に執行しており、適正な収支実績となっていると認められる。	A
⑫その他の取組	1 環境認証制度に係る取り組みとして「わが社のe行動宣言」に登録済で継続遵守してきました。 2 利用者の訓練、地域移行をとおして家族や地元、県内の保健福祉事務所や市町村、クリニック、病院、相談、就労支援等の事業者と密接な連携のもと、事業を進めてきました。 3 希望者については、市町村を通じて体験入寮を行いました。実人員20人、延べ138日。	1 環境への配慮については計画どおり実施できています。 2 関係機関との連携が円滑になってきています。 3 体験入寮については前年より実績が上がり、入寮に繋がっています。	A	体験入寮制度の周知活動や、従来より期間の短い6泊7日の体験入寮を実施することによって、体験入寮者数や入寮者数の増加に繋がっていると認められる。	A
総合評価		新体系への移行後継続して、利用者の意向を確認しながらプログラムの整理を行い、充実した訓練を行うことができました。施設運営全般的に事故も無く、管理運営内容についても検証を重ね改善に取り組んでおります。アセスメント、プラン作成、モニタリング、再プランニングのサイクルを適時に行いました。	A	指定管理者として、事業計画に基づき、施設の管理・運営が適切になされるとともに、利用者のニーズ等に配慮した支援やサービス向上に取り組んでいると認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	精神科病院から体験利用を経て本入寮に至ることがほとんどですが、利用期間中に3か月の入院後退寮となるケースが増えてきています(8入院中7人が退寮)。看護寮開設当初は利用者の統合失調症の占める割合が多く、グループダイナミクスによる支援手法が効果的でしたが、近年は知的障害や発達障害等の利用者割合も増え、個別支援に軸足を置いたプログラムの運用が求められています。	知的障害や発達障害、自閉症の重複等、利用者の障害が幅広くなっていることから、個々の障害に合わせた支援が提供できるよう、支援内容や支援体制の整備についての検討や見直しが必要である。